

山梨県公報

号外第三十一号

平成二十五年

五月十五日

水 曜 日

山梨県選挙管理委員会告示第十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項、第七条、第十七条
第一項及び第十九条第三項の規定による届出が次のとおりであった。

平成二十五年五月十五日

山梨県選挙管理委員会

委員長 成 澤 秀 仁

目 次

選挙管理委員会

公職選挙法等施行規程の一部を改正する規程	一
政治団体の名称等の届出	一
衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表の一部訂正	三
衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表	四
参議院山梨県選出議員選挙において候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数	六
山梨県知事選挙において候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数	六

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会規程第一号

公職選挙法等施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十五年五月十五日

山梨県選挙管理委員会

委員長 成 澤 秀 仁

公職選挙法等施行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等施行規程(昭和四十四年山梨県選挙管理委員会規程第三号)の一部を次のように改正する。

第十七条第二項中「第四百三十三条第一項(文書図画の種類)(第四号の二)を」第
百四十三条第一項(文書図画の種類)(第四号の三)に、「同項第四号の二」を「同項
第四号の三」に改める。

附 則

この規程は、平成二十五年五月二十六日から施行する。

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届
その他の政治団体

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
小野すずえ後援会「鈴の会」	竹山はる美	小野晴樹	山梨市上神内川一五一	平成二十五年 二月十四日	平成二十五年 二月二十五日
日向正を支援するひまわり会	中村武夫	雨宮 東	甲州市塩山上於曾一六〇三	平成二十五年 四月二十一日	平成二十五年 四月二十四日
やまなし県民平和連合	山口明夫	飯島 修	甲府市相生一 一 二一 清田ビル3階	平成二十五年 五月二日	平成二十五年 五月九日

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

区 分	名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日	届出年月日
新	日本維新の会衆議院山梨県第1選挙区支部	石倉 一	野崎敏雄	南都留郡忍野村内野四七五七	平成二十五年 四月十一日	平成二十五年 四月十六日
旧	日本維新の会衆議院山梨県第一支部	天野一兵卫	天野義信	南都留郡忍野村忍草三三〇八	平成二十五年 四月一日	平成二十五年 四月二十五日
新	自由民主党忍野村支部	中込 敏	天野 武		平成二十五年 四月二十一日	平成二十五年 四月二十六日
旧	中島かつひと後援会	中嶋克仁			平成二十五年 四月一日	平成二十五年 四月二十六日
新	中島かつひと後援会				平成二十五年 四月二十一日	平成二十五年 四月二十六日
旧	山梨県民間病院協会政治連盟				平成二十五年 四月一日	平成二十五年 四月二十六日
新	山梨県病院協会政治連盟				平成二十五年 四月一日	平成二十五年 四月二十六日
旧	平塚ただし後援会		一之瀬新悟		平成二十五年 四月二十三日	平成二十五年 五月二日
新	平塚ただし後援会		天野文二		平成二十五年 四月二十三日	平成二十五年 五月二日

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届(国会議員関係政治団体の区分)

区 分	名 称	国会議員関係政治団体の区分	公職の種類	公職の候補者の氏名及び公職の種類	異動年月日	届出年月日
新	中島かつひと後援会	法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体			平成二十五年 四月二十一日	平成二十五年 四月二十六日
旧	中嶋克仁と歩む会	法第十九条の七第一項第一号			平成二十五年 四月二十一日	平成二十五年 四月二十六日

に係る国会議員関係政治団体

政治資金規正法第十七条第一項による届出 政治団体解散届

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	届出年月日
小野すずえ後援会「鈴の会」	小野 鈴 枝	内藤 安 貴 代	山梨市上神内川一五一	平成二十五年 二月十二日	平成二十五年 二月二十五日
てつ子の会	大 森 顕	小 林 正 樹	甲斐市篠原一七七五	平成二十五年 二月十日	平成二十五年 三月四日
新風の会	米 倉 明 子	長 坂 い づ み	北杜市武川町牧原一五一〇	平成二十四年 十二月十日	平成二十五年 三月二十七日

政治資金規正法第十九条第三項第二号の届出 資金管理団体指定取消届

氏 名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	指定取消年月日	届出年月日
小 野 鈴 枝	山梨市議会議員	小野すずえ後援会「鈴の会」	山梨市上神内川一五一	小 野 鈴 枝	平成二十五年 二月十二日	平成二十五年 二月二十五日

山梨県選挙管理委員会告示第十五号

平成二十四年十二月十六日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条の規定による候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書について、候補者宮川典子の出納責任者及び候補者渡邊正好の出納責任者から訂正の報告があったので、衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨の公表（平成二十五年二月二十二日山梨県選挙管理委員会告示第五号）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十五年五月十五日

山梨県選挙管理委員会

委員長 成 澤 秀 仁

候補者宮川典子に係る公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書取組中 「3,634,276」を「3,896,776」に

「雑 費 223,969 「雑 費 223,969

今回計 9,787,012 今回計 10,049,512

前回計 0 前回計 0

総 計 9,787,012」 総 計 10,049,512」

者渡邊正好に係る公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書取組中「平成24年12月13日まで」を「平成24年12月16日まで」に訂正し、「氏名（団体名） 職業 寄附額（円）」を「氏名（団体名） 職業 寄附額（円）」に訂正する。

0」を「氏名（団体名） 職業 寄附額（円）」に訂正する。

0」を「氏名（団体名） 職業 寄附額（円）」に訂正する。

「人件費 0 「人件費 0
「雑費 24,716」を「雑費 24,716」に訂正する。

「通信費 0」を「通信費 5,000」に訂正する。

「文具費 1,000」を「文具費 2,000」に訂正する。

0 を 附回計 0 に改める。

12,716」 総計 152,716」

山梨県選挙管理委員会告示第十六号

平成二十四年十二月十六日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条の規定による候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告の要旨を次のとおり公表する。

平成二十五年五月十五日

山梨県選挙管理委員会

委員長 成 澤 秀 仁

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成24年12月16日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙(山梨県第2区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 22,591,300 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	渡邊 正好	候補者届出政党 又は所属党派	日本共産党	平成24年12月17日から 期間	第2回分
出納責任者氏名	小林 和子			平成25年3月18日まで	

収入			支出 (円)	
主たる寄附			人件費	0
氏名(団体名)	職業	寄附額(円)	家屋費	0
日本共産党郡内東八西八地区委員会	政党支部	712,740	選挙事務所費	0
			集会会場費	0
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	618,240
			広告費	94,500
			文具費	0
			食糧費	0
			宿泊費	0
			雑費	0
その他の寄附		0		
その他の収入		0		
今回計		712,740	今回計	712,740
前回計		152,716	前回計	152,716
総計		865,456	総計	865,456

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	選挙運動用通常葉書の作成	0 円
	ビラの作成	0 円
	ポスターの作成	0 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0 円
	計	0 円

報告書受理年月日	平成25年3月29日	第2回	報告分
----------	------------	-----	-----

山梨県選挙管理委員会告示第十七号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年自治省告示第百六十五号）第二条第七項の規定により、参議院山梨県選出議員選挙において候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を次のとおり定め、参議院山梨県選出議員選挙において政見放送を行うことができる一般放送事業者及び候補者一人当たりの放送回数（平成七年山梨県選挙管理委員会告示第四十七号）は、廃止する。

平成二十五年五月十五日

山梨県選挙管理委員会

委員長 成 澤 秀 仁

テレビジョン放送	回数	基幹放送事業者名	回数
基幹放送事業者名	回数	基幹放送事業者名	回数
株式会社テレビ山梨	二	株式会社山梨放送	一
株式会社山梨放送	一		

山梨県選挙管理委員会告示第十八号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年自治省告示第百六十五号）第二条第七項の規定により、山梨県知事選挙において候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を次のとおり定め、山梨県知事選挙において政見放送を行うことができる一般放送事業者及び候補者一人当たりの放送回数（平成六年山梨県選挙管理委員会告示第三十一号）は、廃止する。

平成二十五年五月十五日

山梨県選挙管理委員会

委員長 成 澤 秀 仁

テレビジョン放送	回数	基幹放送事業者名	回数
基幹放送事業者名	回数	基幹放送事業者名	回数

株式会社テレビ山梨	二	株式会社山梨放送	一
株式会社山梨放送	一		